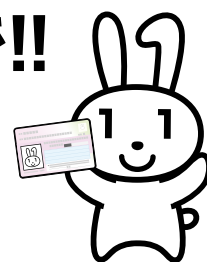


健康保険証の新規・再発行は行われません

医療機関等の受診はマイナ保険証で!!

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は廃止となり、新規・再発行は行われず、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)での受診が原則となりました。

まだ、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方、マイナンバーカードを作っていない方は、早めに手続きを行いましょう。



医療機関等の受診方法

① マイナ保険証



基本の
受診方法



② マイナンバーカード+資格情報のお知らせ(またはマイナポータル)の資格情報



+



<資格情報のお知らせ>

マイナンバーの登録完了をお知らせし、ご自身の健康保険の資格等の情報を表示したものです。

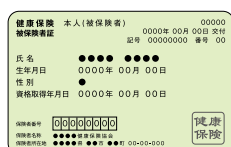
<マイナポータル)の資格情報>

マイナポータルは行政が運営するオンラインサービスで、アプリをダウンロードすると、健康保険の資格情報を確認することができます。

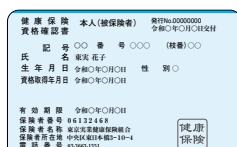
マイナポータルは
こちら



③ 保険証 または 資格確認書



または



<保険証>

お手持の保険証は経過措置として令和7年12月1日までは使用可能です。

<資格確認書>

マイナ保険証をお持ちでない方などに交付します。

マイナ保険証の利用登録は簡単です!

まだマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない人は、すみやかに登録をしてください。

セブン銀行ATMで
マイナンバーカードと
マイナンバー取得時に
登録した暗証番号(数
字4桁)が必要です



医療機関・薬局の
顔認証付き
カードリーダーで
マイナンバーカードが
必要です



スマホで専用サイトから
マイナンバーカードとマイナ
バー取得時に登録した暗証番号
(数字4桁)、マイ
ナポータルアプリ
のダウンロードが
必要です



マイナンバーカードを
持っていない方は
右記から申請をしてください。

- 「マイナンバーカード交付申請書」(自治体から送付されたもの、ダウンロードもできます)を郵送
- オンライン(スマホやPC)
- まちなかの証明写真機

詳しくは
マイナンバーカード
総合サイトへ➡

